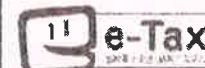


確定申告だより

自宅からネットが便利
申告・納税



茂原税務署
茂原地区税務協議会
〒297-8501 茂原市高師台 1-5-1
TEL (代表) 0475-22-2166

所得税及び復興特別所得税・贈与税・個人消費税の 申告書作成会場の開設日程

開設期間	会場	時間
平成30年2月16日(金) ～3月15日(木) ※土、日を除きます。	茂原税務署 2階会議室	【受付】8:30～(提出は17:00まで) 【相談】9:00～17:00 ※庁舎開庁時間は8:30です。

※ 確定申告書作成のために来署される場合は、上記期間又は下記無料申告相談期間にお越しください。なお、会場が混雑している場合には、受付を早めに締め切ることがありますので、なるべく午後4時頃までにお越しください。

※ 確定申告に必要な書類、印鑑及びマイナンバーに係る本人確認書類(マイナンバーカード等の原本又は写し(裏面参照)をご持参ください。

税理士による無料申告相談 ～申告書を作成して提出できます～

上記申告書作成会場のほか、以下の日程で相談会を実施しますので、是非ご利用ください。

月 日	会 場	相談時間
平成30年2月7日(水)	いすみ市役所 大原庁舎	9:00 ～ 16:00 【受付は15:00まで】
平成30年2月8日(木)	勝浦市役所	
平成30年2月7日(水) ～2月15日(木)	茂原税務署 2階会議室	

※ 譲渡所得(土地、建物及び株式などの譲渡)のある方や所得金額が高額な方又は収入金額が多額な方、相談内容が複雑な方(住宅ローン控除適用1年目を含む)は、ご遠慮ください。

※ 会場が混雑している場合には、受付を早めに締め切ることがあります。

※ 確定申告に必要な書類、計算用具、筆記用具、印鑑及びマイナンバーに係る本人確認書類(マイナンバーカード等・裏面参考)の写し等をご持参ください。

平成29年分確定申告書の提出期限及び納付期限

申告の種類	提出期限	納付期限	振替納付日※
所得税及び 復興特別所得税	平成30年3月15日(木)	平成30年3月15日(木)	平成30年4月20日(金)
贈与税	平成30年3月15日(木)	平成30年3月15日(木)	
個人事業者の消費税 及び地方消費税	平成30年4月2日(月)	平成30年4月2日(月)	平成30年4月25日(水)

※ 預貯金口座からの振替納税を利用されている方は、「振替納付日」欄の日に口座振替となります。

医療費控除を受けるための手続きが変わりました！

平成 29 年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに『医療費控除の明細書』の添付が必要となりました。
(領収書の添付は不要となりました。)

※1 医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。

(税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。)

※2 医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。

(医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。)

(注) 平成 29 年分から平成 31 年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。

申告書にはマイナンバーの記載が必要です！

「個人番号(マイナンバー)の記載」及び「本人確認書類の提示又は写しの添付」は、申告書等を税務署に提出する都度、必要になります。

平成 28 年分の申告書等を提出した際に「個人番号(マイナンバー)の記載」及び「本人確認書類の提示又は写しの添付」をしている方でも、平成 29 年分の申告書等を提出する際には、これらの手続きを省略することはできません。

本人確認書類 (①又は②のいずれか)

①マイナンバーカード (個人番号カード)

②番号確認書類 + 身元確認書類

※番号確認書類・・・通知カード、住民票の写し (マイナンバーの記載があるもの) など

※身元確認書類・・・運転免許証、公的医療保険の被保険者証、パスポート など



年金所得者の申告手続不要制度

①と②の両方に該当する場合

① 公的年金等の収入金額が
400 万円以下

② 公的年金等以外の所得金額が
20 万円以下

税務署への
申告・納税は、
不要です。

※ ①と②の両方に該当する場合でも、所得税の還付を受けるための申告書を税務署へ提出することができます。

※ 上場株式等の譲渡損失や雑損失を翌年に繰り越す場合や 10 万円超の青色申告特別控除を適用する場合などは、税務署への申告が必要です。

※ 国外から受給する公的年金等がある方は、①と②の両方に該当する場合でも税務署への申告が必要な場合がありますので、税務署にお尋ねください。

※ 税務署への確定申告・納税が不要な場合でも、住民税の申告が必要な場合がありますので、お住まいの市町村 (税務課・市民税課) にお尋ねください。

国税庁ホームページ

e-Tax でデータ送信！
印刷して郵送！



便利な 申告書の作成は 国税庁ホームページの

「**確定申告書等作成コーナー**」で!!

— 税に関する情報は国税庁ホームページへ www.nta.go.jp —